

静医発第 1134 号

令和 4 年 9 月 9 日

郡市医師会長 様

一般社団法人静岡県医師会  
会長 紀平 幸一

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

標記の件につきまして、令和 4 年 9 月 7 日付けで厚生労働省より各都道府県衛生  
主管部(局)宛に事務連絡がなされ、今般、静岡県感染症対策担当部長より、添付の  
とおり通知がありましたのでお知らせします。

本通知では、オミクロン株の特徴を踏まえつつ、With コロナへの新たな段階への移  
行も見据え、「入院患者以外の有症状の患者の療養期間を 7 日間かつ症状軽快後 24 時  
間経過に短縮する」などの見直しがされております。

つきましては、貴職におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周  
知方ご高配賜りますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び発熱等診療医療機関に  
は、県から直接周知されておりますことを申し添えます。

一般社団法人静岡県医師会会長 様  
公益社団法人静岡県病院協会会長 様  
公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等について、令和4年9月7日付けで国から通知が発出され、オミクロン株の特徴を踏まえつつ、With コロナへの新たな段階への移行も見据え、入院患者以外の**有症状の患者の療養期間を7日間かつ症状軽快後24時間経過に短縮**するなどの見直しがされたため、お知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関及び発熱等診療医療機関には直接周知した旨申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者等の取扱いの変更点

(1) 療養期間等

発症日又は検体採取日から以下の期間を経過後、療養期間（待機期間）を解除可能とする。

区分		見直し前（～9/6）	見直し後（9/7～）
有症状者	入院患者	発症日から10日間かつ 症状軽快後72時間	（変更なし）
	入院患者 以外		発症日から <b>7日間</b> かつ <b>症状軽快後24時間</b> （10日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）
無症状者		検体採取日から7日間	原則：検体採取日から7日間（変更なし） 短縮： <b>5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に解除可能</b> （7日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）
濃厚接触者		原則：5日間（変更なし） 短縮：ただし、2・3日目の抗原定性検査で陰性を確認した場合は、3日目以降待機解除可能（変更なし） （いずれの場合も7日間が経過するまでは自主的な感染予防行動を徹底）	

※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合

※2 自主的な感染予防行動とは、検温など健康状態の確認、外出時のマスク着用、高齢者などの重症化リスクの高い方との接触等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けるなど

## (2) 療養期間中の外出自粛について

無症状者の場合又は有症状者で症状軽快から 24 時間経過している場合は、感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

## 2 関係資料等

- 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて  
(令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- 別紙「オミクロン株による感染が主流の間の感染症患者等の取扱い」
- 周知用チラシ
  - ・「もしもあなたがコロナになったら」
  - ・「もしもあなたが濃厚接触者になったら」
  - ・「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 7 日  
令和 4 年 9 月 8 日最終改正

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け（令和 4 年 2 月 2 日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能（ただし、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和 4 年 9 月 7 日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

**Q&Aを追加しました。**

## 記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者 (※1)

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院している者 (※2) (従来から変更無し)

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者 (無症状病原体保有者)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする (従来から変更なし)。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後 (6日目) に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。

Q1 1 (1) (b)「現に入院している者」の考え方如何。適用日(令和4年9月7日)時点に現に入院している者という意味か。

「現に入院している者」は、陽性判明時に入院しているか否かを問わず、7日間経過時点で現に入院している者を指します。適用日に限った経過措置ではなく、適用日後も、こうした者に該当する場合は1 (1) (b) の取扱となります。

例えば、陽性判明時には入院していても、7日間経過するまでの間に退院した場合には、「現に入院している者」には含まれず、療養期間は1 (1) (a) の取扱(7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に解除) となります。

また、陽性判明時には自宅療養していても、7日間経過時点で入院している場合には、1 (1) (b) の取扱(10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に解除) となります。

Q2 1 (1) (b)「現に入院している者」に、例えば、障害者施設の入所者は含まれるのか。

現時点では、入院している者のほか、高齢者施設の入所者が該当します。障害者施設の入所者は含まれず、1 (1) (a) の取扱(7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に解除) となります。

Q3 1 (2) の検査は何を想定しているか。また、検査の費用は本人負担か。

抗原定性検査キットによる検査を想定しており、自己検査でも差し支えありません。抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いてください。